

けんぽっぽ



Vol.105

平成29年9月発行号

リクルート健康保険組合

<http://kempo.recruit.co.jp/index.html>

平成28年度決算のご報告

平成29年7月に行われた「組合会」で決算が承認されておりますので、ご報告いたします。

付加給付についてのお知らせ

以前に発行したけんぽっぽでもお伝えしましたが、平成31年3月で付加給付が終了しますので、あらためて詳細についてご案内いたします。

健康チェックのご案内

リクルート健保が行っている健康管理サービスをご案内いたします。

けんぽっぽインフォメーション

健保からのお知らせと、加入者のみなさまが健康で充実した生活を過ごせるようにするために、リクルート健保が行っているサポート内容についてご案内いたします。

平成28年度 決算のご報告

日頃よりリクルート健康保険組合の事業運営にご協力いただき、ありがとうございます。

平成29年7月12日に行われましたリクルート健康保険組合第94回組合会にて、平成28年度の一般勘定（健康保険）、介護勘定（介護保険）の収支決算が承認されましたので、ご報告いたします。

一般勘定（健康保険）について

平成28年度は、約2.16億円の赤字でした。

平成28年度の積立金繰入を除く単年度収支は、

収入：約174億2500万円

支出：約176億4100万円

となり、約2.16億円の赤字となりました。

赤字部分は、リクルート健保の保有する別途積立金を取り崩しながらの運営となっております。

〈収入について〉

健康保険料収入

リクルート健保の被保険者数は66,096人となり、前年度比+6,575(+11.0%)と増加しました。そのため保険料収入も172.29億円となり、前年度比+17.07億円(+11.0%)と増加しました。

〈支出について〉

保険給付費

保険給付費は、(加入者1人あたりの保険給付費)×(加入者数)となります。加入者1人あたりの保険給付費は、平均年齢の上昇などにより121,989円となり、前年度比+1,149円(+1.0%)と増加しました。また加入者数も、被保険者数の増加などにより77,258人となり、前年度比+7,304人(+10.4%)と増加しました。その結果、保険給付費は94.25億円となり、前年度比+9.71億円(+11.5%)と大きく増加しました。

納付金

納付金は65歳以上の高齢者医療を支えるための拠出金で、各健保の加入者数などを元に、国が定める計算式によって決まります。平成28年度の納付金は72.00億円となり、特殊要因もあり前年度比でやや減少しました。しかしながら、高齢者人口シェアがさらに高まる中で、今後も納付金負担金額は大きく増え続けることが想定されます。

保健事業費

リクルート健保では、疾病の早期発見を目的とする人間ドックなどの健診補助や、法律で定められた40歳以上の特定健診・特定保健指導を中心に実施しております。平成28年度の保健事業費は、4.74億円となり、前年度比でやや減少しました。

介護勘定（介護保険）について

平成28年度は、約2.15億円の黒字でした。

〈収入について〉

介護保険料収入

今後の収支構造の変化を鑑み、平成28年度は、介護保険料を1.80%から1.90%に改定いたしました。また介護保険の徴収対象者は24,467名となり、前年度比+4,668人(+23.6%)と大きく増加しました。そのため、保険料収入も17.00億円となり、前年度比+3.54億円(+26.3%)と大きく増加しました。

〈支出について〉

介護納付金

介護納付金は、各健保の加入者数を元に、国が定める計算式によって決まります。平成28年度の介護納付金は、14.85億円となり、前年度比+3.45億円(+30.2%)と大きく増加しました。

健康保険決算概要

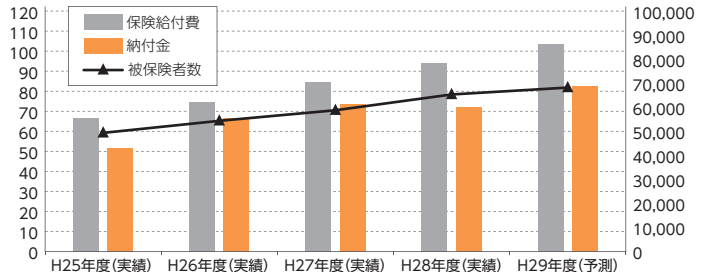
(単位：千円)

項目	内容	平成27年度	平成28年度	前年比
健康保険料収入	被保険者・事業主からの保険料収入	15,522,728	17,229,479	111.0%
別途積立金繰入	健保が保有する積立金からの繰入	1,300,000	1,000,000	76.9%
その他収入	その他の収入	206,714	195,420	94.5%
収入合計		17,029,442	18,424,899	108.2%
保険給付費	医療費の健保負担分や一時金・手当金などの給付	8,453,255	9,424,634	111.5%
納付金	高齢者医療制度などに対する納付金、拠出金	7,362,644	7,199,118	97.8%
保健事業費	人間ドック、家族向け健診など疾病予防・健康増進への事業費	475,856	474,616	99.7%
財政調整事業拠出金	健保間での財政調整用の拠出金	345,820	368,505	106.6%
その他支出	健保の運営費・その他の支出	155,822	174,495	112.0%
支出合計		16,793,397	17,641,368	105.0%
収支(上記収入-支出)		236,045	783,531	
単年度収支(積立金繰入を除いた収入-支出)		▲1,063,955	▲216,469	

保険給付費・納付金および被保険者数の推移

(単位：億円)

(単位：人)



介護保険決算概要

(単位：千円)

項目	内容	平成27年度	平成28年度	前年比
介護保険料収入	被保険者・事業主からの保険料収入	1,346,264	1,700,209	126.3%
繰入金	前年度の決算残金や準備金からの繰入	0	0	-
その他収入	その他の収入	51	4	7.7%
収入合計		1,346,316	1,700,213	126.3%
介護納付金	国の介護事業実向け納付金	1,139,712	1,484,387	130.2%
その他支出	その他の支出	327	428	130.8%
支出合計		1,140,039	1,484,815	130.2%
収支(上記収入-支出)		206,277	215,398	
単年度収支(積立金繰入を除いた収入-支出)		206,277	215,398	

リクルート健保独自の給付（付加給付）を平成31年3月で終了します

以前発行のけんぽっぽでもお伝えしておりましたが、平成31年3月で、リクルート健保の付加給付は終了いたします。詳しくは下記となりますので、ご確認ください。

★付加給付の申請は、該当する事案の発生から2年が経過すると時効となり、給付が受けられなくなりますのでご注意ください。

現状

◎医療費の自己負担限度額に関する給付（詳細は、下記の表をご確認ください。）

法定給付 保険診療の場合、医療費の3割が自己負担となりますが、同一月に同一医療機関での医療費は自己負担限度額が決まっており、その金額を超えた分は健保から支給されます。

付加給付 リクルート健保では被保険者の標準報酬月額に応じて、自己負担上限額を設定しており、その金額を超えた分は健保から支給されます。（100円未満の端数は切り捨て）

リクルート健保の付加給付受給後の自己負担額

	～平成31年3月	平成31年4月～（法定給付のみ）	
	付加給付あり	付加給付なし	多数回該当
住民税非課税	20,000円	35,400円	24,600円
標準報酬月額 ～26万円	30,000円	57,600円	44,400円
標準報酬月額 28～50万円	40,000円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
標準報酬月額 53～79万円	80,000円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
標準報酬月額 83万円～	120,000円	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円

※100円未満の端数は切り捨てとなります。

※住民税非課税者はリクルート健康保険組合への非課税証明書の提出が必要です。

※高額療養費が1年間に4回以上となった時には、4回目以降は自己負担限度額が多数回該当の金額に変更



健康チェックのご案内

リクルート健保では、対象の方にファミリー健診・人間ドック、全ての被保険者の方に歯科健診などの健康管理サービスを行っております。

40歳以上のみなさまには「特定健診」&「特定保健指導」

40歳～74歳の加入者（被保険者および被扶養者）を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診断「特定健診」を行っております。

特定健診の実施方法

40歳以上の方が、会社の定期健診またはリクルート健保が実施する人間ドック・ファミリー健診を受診すると、特定健診を受診したことになります。

特定健診後は「厚生労働省の定める判断基準」に従って、生活習慣病のリスクを判定し、リスクが高いと判定された方については、法令に基づいた「特定保健指導」のご案内を簡易書留にてご自宅へ郵送いたします。

特定保健指導は、無料で管理栄養士などの専門家の支援を受けながら自分に合った計画が立てられるので、実行しやすい項目から実践できます。

※受けた健康診断によって特定保健指導のご案内の発送と保健指導の時期が異なります。年度内に複数回の健康診断を受けた場合は、一番先に受けた健康診断が特定健診となります。（例：6月に定期健診を受けて、12月に人間ドックを受けた場合は6月の定期健診が特定健診です。）

●ファミリー健診

受診資格	以下の条件をすべて満たす方 ●リクルート健保の任意継続者（ご本人）又は被扶養者（ご家族） ●平成29年4月1日時点で加入しており、受診日まで継続的に加入 ●平成30年3月31日時点で19歳以上 ※40歳以上の方は、「ファミリー健診」または「人間ドック」のどちらかを選択できます。
実施期間	平成29年8月～平成30年2月末
受診費用	無料 ※40歳以上の方のみ、オプション検査方法を有料（自己負担）の検査に変更可。 ※受診資格に該当せず受診した場合は、後日費用を請求いたします。
申込方法	対象の方には7月下旬に「ファミリー健診・人間ドック総合ガイド」をお送りしております。詳細は総合ガイドにてご確認ください。

●人間ドック

受診資格	以下の条件をすべて満たす方 ●平成29年4月1日時点で加入し、受診日まで継続的に加入 ●平成30年3月31日時点で40歳以上 ※任意継続された方は「継続的」に該当します。
実施期間	平成29年8月～平成30年2月末
受診費用	病院窓口で10,000円を自己負担していただきます。 （一部健診機関は20,000円） 残額（平均40,000円）は健保が補助します。 ※健診機関によっては、オプション変更の差額を自己負担していただく場合があります。 ※受診資格に該当せず受診した場合は、全額自己負担していただきます。
申込方法	対象の方には7月下旬に「ファミリー健診・人間ドック総合ガイド」をお送りしております。詳細は総合ガイドにてご確認ください。

●歯科健診

受診資格	加入者全員（被保険者および被扶養者）
受診費用	無料（二次健診、診察治療は有料）
申込方法	リクルート健保のHPIにてご確認ください。

けんぽっぽ インフォメーション

被扶養者の方の資格の再認定を実施いたします

8月下旬より、対象の被扶養者※1のいる被保険者の方に再認定を実施しております。会社の社会保険業務担当より書類を配布しておりますので、内容をご確認・ご記入いただき、必要な添付書類※2とともに会社指定の期日までにご返送ください。

- ※1：平成11年4月1日より前に生まれた方（平成29年度中に19歳になる方）かつ、平成29年3月31日までに認定を受けている方
- ※2：対象となる被扶養者の状況確認ができる書類（給与明細のコピーや非課税証明書などの各種証明書）を添付してご提出いただけます。

健康保険の被扶養者とは、被保険者が申請を行い、健康保険組合の認定を受けた時から、引き続き扶養の条件を満たしている方です。一度認定を受けた被扶養者であっても、収入状況や被保険者との生計維持関係は日々変化し得るため、定期的に健康保険組合の認定を受けることが必要です。

再認定書類の提出忘れにご注意ください！

期日までに必要な書類の提出がなかった場合、扶養の意思がないものと判断し、平成29年11月1日付で、被扶養者資格を削除いたします。

再認定の実施については、厚生労働省保険局長より「保険給付の適正化の観点から、被扶養者の再認定を毎年実施すること」（保発第1029004号）という通達を受け、定期的に被扶養者の方々の状況を確認させていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

被扶養者資格のQ&A

Q 被扶養者が企業に就職して被保険者として健康保険に入れば、自動的に被扶養者から削除されますか？

A 資格喪失には手続きが必要です。被扶養者が就職して、別の健保に加入したのに「被扶養者届（異動届）」を提出していない場合、2つの健康保険に二重で加入していることになってしまいます。健康保険の被扶養者の条件を満たさなくなった場合は、すみやかに届け出てください。

Q 被扶養者が就職して別の健康保険に入ったにもかかわらず、届出を忘れていました。保険証は使っていないので、健康保険には負担はかかっていませんか？

A みなさまから納めていただいた保険料の一部は高齢者医療制度への納付金として国に納めています。この納付金額は、被扶養者を含む加入者数により決められており、「被扶養者届（異動届）」を提出しないと、本来払うべき金額よりよけいに負担することになってしまいます。健保組合の健全な財政維持のためにも、被扶養者が資格を失った場合はすみやかに届け出てください。

70歳以上の方の高額療養費制度の見直しについて

平成29年3月発行のけんぽっぽでもお伝えしておりますが、70歳以上の方の高額療養費制度の見直しが平成29年8月から行われました。詳細はリクルート健保のHP（健保の給付→病気がけがをしたとき→70歳以上75歳未満の高齢者の負担軽減措置の解説ページ）でご確認ください。

65歳以上の方の入院時生活療養費（食費・居住費）の見直しについて

平成29年10月より、医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、65歳以上の医療療養病床に入院する患者の入院生活療養費（食費・居住費）の見直しが段階的に行われます。入院時生活療養費（食費・居住費）の変化は以下の通りです。

- ※指定難病患者の居住費は0円/日
- ※1 指定難病患者の場合は260円/食
- ※2 食費及び居住費について1食100円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護を必要としない状態になる者

●65歳以上の医療療養病床における食費・居住費（生活療養標準負担額）（H29.10～H30.3）※H30.4～再度引き上げられます。

適用区分	食費/食	居住費/日	食費/食	居住費/日
	医療の必要性の低い者（医療区分Ⅰ）		医療の必要性の高い者（医療区分Ⅱ、Ⅲ）	
一般または現役並み所得者	生活療養（Ⅰ）460円 生活療養（Ⅱ）420円	320円⇒370円	360円※1	0円⇒200円
低所得者Ⅱ（市町村民税非課税者）	210円	320円⇒370円	210円 ※90日超で160円	0円⇒200円
低所得者Ⅰ（市町村民税非課税者であり、かつ一定所得以下の70歳以上の方）	130円	320円⇒370円	100円	0円⇒200円
境界層該当者※2	100円	0円	100円	0円

リクルート健保の電話番号の変更について

7月20日にリクルート健保の電話番号をフリーダイヤルに変更いたしました。

適用・給付についてのお問い合わせ先

0120-501-042（受付時間 平日9：00～17：30）

※音声ガイドが流れますので、お問い合わせ内容に応じて選択してください。音声ガイドの途中でも選択可能です。

■音声ガイド案内表

1	高額療養費など給付について
2	出産・傷病手当金・療養費の立替などについて
3	退職後の任意継続保険について
4	保険証再交付手数料の振込口座の確認
5	家族の扶養、資格取得・喪失について
6	その他 健康保険について

保健事業についてのお問い合わせ先

0120-362-914（受付時間 平日9：00～17：30）

※音声ガイドが流れますので、お問い合わせ内容に応じて選択してください。音声ガイドの途中でも選択可能です。

■音声ガイド案内表

1	ファミリー健診・人間ドック等健診について
2	特定保健指導について
2	フィットネスクラブについて
2	けんぽっぽ、健保HPについて

医療費通知を活用した医療費控除の簡素化について

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続きが、従来の医療費等の領収書の添付に代わり、医療費等の明細書を添付する方式に改められました。これに伴い、平成29年分以後の確定申告書等を平成30年1月1日以後に提出する場合、医療費の明細書として、医療保険者が交付する医療費通知を活用できることとされております。

「年間医療費のお知らせ」を活用する際の注意点

- 年間医療費のお知らせは3月初旬に発送いたします。それ以前には作成できません。
- 自由診療分の医療費は記載されません。
- 公費負担医療、自治体単独の医療助成等、医療費のお知らせに反映されていない場合があります。

上記の他にも注意点がございます。詳細は年明けにリクルート健康保険組合HP（よくある質問→医療費のお知らせ）に掲載いたしますので、ご確認ください。また活用するにあたり、年間医療費のお知らせに記載されている内容と保管されている領収書に相違点がないかご自身でご確認いただけますので、領収書は保管いただくようお願いいたします。